

マクロライド系抗生物質製剤
要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

チルミコシン経口液「タムラ」

(チルミコシンリン酸塩液)

【本質の説明又は製造方法】

本剤は、マクロライド系抗生物質であるチルミコシンリン酸塩を主剤に、プロピレングリコールを溶剤として調製した動物用経口液です。このチルミコシン経口液は特に子牛呼吸器病症候群 (BRDC) に優れた効果を示します。

【成分及び分量】

本品 1mL 中

有効成分	含量
チルミコシンリン酸塩	250.0mg (力価)

【効能又は効果】

有効菌種：本剤感性的の下記菌種

パストレラ・ムルトシダ、マンヘミア (パストレラ)・ヘモリテカ、マイコプラズマ・ボビス、マイコプラズマ・ボビライニス、マイコプラズマ・ディスポー、ウレアプラズマ・ディバーサム

適応症

牛：肺炎

【用法及び用量】

体重1kg 当たりチルミコシンとして下記の量を 1 日朝夕 2 回の給餌時に合わせ、3～5 日間、代用乳に均一に混和して経口投与する。

牛 (生後 3 カ月を超えるものを除く)：6.25～12.5mg (力価)

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- 本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- 本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内の投与であつてもそれを反復する投与は避けること。
- 本剤の使用に当たっては、適応症の治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、過剰にわたる連続投与は行わないこと。
- 本剤は 3 カ月齢を超える牛には使用しないこと。
- 本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条の 4 の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物 (牛) について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

牛 (生後 3 月を超えるものを除く)：
食用に供するためにと殺する前 47 日間

(使用者に対する注意)

- 本剤を取扱うときは、不浸透性手袋、防護メガネ、マスク等の防護具を着用し、眼、鼻、口等に入らないよう注意すること。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- 小児の手の届かないところに保管すること。
- 本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- 誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- 誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- 皮膚に付着した場合には水で洗うこと。万一眼に入った場合には、直ちに水でよく洗うこと。万一刺激が持続するようであれば、医師に相談すること。

(取扱い上の注意)

- 代用乳への混和は用時に行うこと。

(牛に関する注意)

- 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(専門的事項)

(対象動物の使用制限等)

- 本剤は食欲が著しく低下したり、廃絶した症例では十分な吸収が得られないため、使用しないこと。

(その他の注意)

- 本剤とチルミコシン注射剤「チルミコシン注 30%「タムラ」」との使い分けについて；食欲が著しく低下又は廃絶した症例、また離乳した子牛の肺炎治療には、チルミコシン注射剤「チルミコシン注 30%「タムラ」」の使用を考慮すること。

【投薬量の目安 (投薬量換算表)】

子牛の体重 (kg)	容量の範囲値	
	6.25mg(力価) / kg	12.5mg(力価) / kg
30	0.8mL	1.5mL
40	1.0mL	2.0mL
50	1.3mL	2.5mL
60	1.5mL	3.0mL
70	1.8mL	3.5mL
80	2.0mL	4.0mL
90	2.3mL	4.5mL
100	2.5mL	5.0mL

付属品のカップは、2mL、5mL が計量できます。

【包装】

240mL×1 バイアル

【製品情報お問い合わせ先】

共立製薬株式会社 学術
〒102-0073
東京都千代田区九段北一丁目 11 番 5 号
TEL：03-3264-7559

販売元

共立製薬株式会社
東京都千代田区九段南 1-6-5

製造販売業者

リケンベッツファーマ株式会社
埼玉県入間郡越生町成瀬829-6

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。